



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和6年1月25日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
高齢福祉課	長寿社会推進係	山崎 護朗	内線 3464 直通 058-272-8289 FAX 058-278-2639

「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」の 構成員を公募します

県では、平成12（2000）年4月に介護保険制度が開始して以来、3年間を計画期間とする「岐阜県高齢者安心計画」（第1期・2期は「生涯安心計画」）を策定し、これに基づき各種施策を推進してきました。

また、「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」を設置し、計画の進捗及び次期計画策定に関して意見交換を行っているところです。この度、会議構成員の任期満了にあたり、広く県民の皆さまのご意見をお聴きし、高齢者施策に反映させていくため、下記のとおり構成員を公募します。

記

1 募集人員

1名

2 構成員の任務等

- ・各年度1回から3回程度開催する会議に出席し、議題に関する意見等を述べていただきます。
- ・会議は平日に開催します（2時間程度）。
- ・出席者には、県の規定に基づき報償費及び旅費をお支払いします。
- ・構成員として表明された意見は公開されることがあります。

3 任期

令和6年4月1日から令和9年3月31日

4 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- （1）県内に居住又は通勤、通学している方
- （2）令和6年4月1日の時点で満20歳以上の方
- （3）国、地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方

5 応募期間

令和6年1月26日（金）から2月8日（木）まで

※郵送の場合は当日消印有効

6 応募方法

次の書類を募集期限までに、郵送、FAX又は電子メールにより提出してください。

- (1) 「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」構成員応募書（所定の様式）
- (2) レポート（様式は自由、800字以内）

テーマ：「高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けるために、あなたが必要と考えること」または「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、あなたが必要と考えること」

※ご自身の体験（活動）を踏まえて記入してください。

- ・提出書類はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。
- ・個人情報については、「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」構成員の公募に関する事務のみで使用し、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。

7 応募書の入手先

- ・県庁（12階高齢福祉課）
- ・岐阜地域福祉事務所、各県事務所福祉課（西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃、恵那、飛騨）
※午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）
- ・県ホームページからも入手できます。
トップページ>分類でさがす>子ども・女性・医療・福祉>高齢者>法令・計画等
>「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議」構成員の公募
(<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/341439.html>)

8 応募先及び問い合わせ先

岐阜県 健康福祉部 高齢福祉課 長寿社会推進係

- ・郵 送：〒500-8570（専用郵便番号のため住所の記載は不要）
- ・T E L：058-272-8289
- ・F A X：058-278-2639
- ・電子メール：c11215@pref.gifu.lg.jp
(件名を「岐阜県高齢者安心計画作成・推進会議構成員公募応募」としてください。)

9 選定方法等

- ・選考は書類審査のみとし、面接は行いません。
- ・選考結果は令和6年3月末頃までに応募者本人へ書面でお知らせするとともに、構成員に選出された方の氏名を県ホームページにおいて公表します。

10 参考

- ・現行の「第8期岐阜県高齢者安心計画（令和3年度～令和5年度）」は県ホームページでご覧いただけます。
トップページ>分類でさがす>子ども・女性・医療・福祉>高齢者>法令・計画等
>岐阜県高齢者安心計画 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/134367.html>)

(参考) 岐阜県高齢者安心計画の概要

「老人福祉計画」と「介護保険事業支援計画」を一体のものとして策定した計画。3年毎に策定。

- ※ 策定根拠：老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9第1項
介護保険法（平成9年法律第123号）第118条第1項